

○高萩市安全・安心な飲料水の保全条例  
平成28年12月15日条例第20号  
高萩市安全・安心な飲料水の保全条例

(目的)

第1条 この条例は、安全で良質な飲料水を安定的に確保し、市民が安心して飲めるようにするため、その水源となる自然環境を将来にわたって保全し、もって市民の生命及び健康を守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 別表に掲げる事業をいう。
- (2) 事業者 事業を行う者をいう。
- (3) 事業区域 事業を実施する一団の土地（継続的又は一体的に事業を行う土地を含む。）をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条に定める目的を達成するために、この条例の適正かつ円滑な運用のため必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、市の飲料水の水源となる自然環境に十分配慮しなければならない。

2 事業者は、事業が終了した後も、水源の環境に影響を与えないようにする措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、第1条の目的の達成のためになされる市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業の実施を抑制すべき地域)

第6条 飲料水の水源の保全のため事業の実施を抑制すべき地域（以下「抑制区域」という。）は、次に掲げる区域とする。

- (1) 花貫川取水口の上流地域
- (2) 大北川取水口の上流地域
- (3) 市長が特に必要と認めて規則で定める地域

(適用事業)

第7条 この条例の規定は、第2条第1号に規定する事業について適用する。ただし、別表の第1号から第3号までに掲げる事業については、事業区域の面積が5万平方メートル以上の場合に適用する。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、複数の事業区域について、それらの実施時期、事業者及び土地所有者等の状況から実質的に同一の事業者による事業と市長が認める場合であつて、かつ、その事業区域の面積の合計が5万平方メートル以上となるときには、この条例の規定を適用する。

(同意の申請)

第8条 事業者は、事業区域の全部又は一部が抑制区域内に位置するときは、事業に着手しようとする日の30日前までに、市長に同意の申請を行わなければならない。

2 前項の申請に当たっては、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者の情報（個人にあつては氏名及び住所、法人にあつてはその名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地、役員一覧、主な株主）
- (2) 事業の着手予定日及び終了予定日
- (3) 事業区域の所在地及び面積
- (4) 事業の内容
- (5) 前各号に定めるもののほか規則で定める事項

3 市長は、前項の規定により提出された申請書について、事業者に説明を求めることができる。

(説明会の開催)

第9条 事業者は、前条第1項の規定による同意の申請を行う前に、事業内容及びその事業による水源への影響並びにその防止策について、関係住民等に対し説明会を開催し、十分な理解を得るよう努めなければならない。

2 事業者は、前項の規定により説明会を開催する場合は、説明会を開催する日の10日前までにその旨を関係住民等に公表するとともに、市長に通知しなければならない。

3 市長は、説明会の開催に当たり、市職員を立ち合わせることができる。

4 事業者は、説明会を行ったときは、遅滞なくその結果を市長に報告するものとする。

(同意)

第10条 市長は、第8条第2項の規定による申請書が提出されたときは、同意の可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、当該同意の申請が次のいずれかに該当する場合は、同意しないものとする。

- (1) 水源の水質を汚染するおそれがあるとき。
- (2) 水源の水量に影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 土砂崩れの危険性があり、かつ、土砂崩れにより水源に影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか規則で定める事項に該当するとき。

3 市長は同意に当たり、必要に応じて意見を付すことができる。

(変更の届出)

第11条 事業者は、第8条第2項の規定により提出した同項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(地位の承継)

第12条 事業者の地位を承継したものは、規則で定めるところにより、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(事業着手の届出等)

第13条 事業者は、事業の着手、中止、再開、終了又は工事完了について、その都度、速やかに市長に届け出なければならない。

2 事業者は、事業の着手前に第10条第1項に規定する市長の同意を得なければならない。

3 市長は、第1項に規定する工事完了の届出があった場合は、市職員による現地確認をするものとする。

(報告及び立入調査)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は市職員に事業区域に係る土地に立ち入り、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする市職員は、その身分を示す規則で定める証明書を携帯しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導、助言)

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

2 事業者は、前項の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言により講じた措置その他対処の内容を記録し、速やかに市長に報告するものとする。

(勧告)

第16条 市長は、正当な理由がなく前条第1項の規定による指導又は助言に従わなかった事業者に対し、指導、助言に従うよう勧告をすることができる。

2 市長は、この条例の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、当該事業の停止その他必要な措置を勧告することができる。

(公表)

第17条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、第10条第1項に規定する同意を取り消し、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所、当該勧告の内容、事業内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

## 事業

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する建築物及び工作物を設置する事業
- (2) 建築基準法が適用されない工作物を設置する事業
- (3) 砂利採取業、岩石採取業及び土砂採取業
- (4) 産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物保管施設
- (5) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に定める特定施設
- (6) 前各号に定めるもののほか規則で定めるもの